

火災予防上の命令を受けている防火対象物一覧表

令和8年7月6日現在

1	防火対象物の所在地	鳥取県鳥取市湖山町東三丁目9番地
	防火対象物の名称	有限会社井上儀信商店
	命令を受けた者	有限会社井上儀信商店 代表取締役 井上 雅敏
	根拠法令	消防法第17条の4第1項
	命令事項	令和8年10月15日までに、自動火災報知設備は、技術上の基準に従って設置及び改修すること。
	発令年月日	令和8年6月15日
	命令者	湖山消防署長

2	防火対象物の所在地	鳥取県鳥取市古海371番地2
	防火対象物の名称	全国農業協同組合連合会 鳥取県本部 果実袋工場
	命令を受けた者	全国農業協同組合連合会 鳥取県本部 園芸部 果実袋工場 工場長 渡邊 裕介
	根拠法令	消防法第16条の6
	命令事項	即時に上記防火対象物に貯蔵されている、危険物第4類第一石油類（非水溶性）3,657リットル、同類第二石油類（水溶性）2,848リットルを除去すること。
	発令年月日	令和8年7月3日
	命令者	管理者